

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年 3 月30日
【会社名】	株式会社フレンドリー
【英訳名】	FRIENDLY CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 八木 徹
【本店の所在の場所】	大阪府大東市寺川三丁目12番 1 号
【電話番号】	072-874-2747
【事務連絡者氏名】	取締役営業本部長 小松 大介
【最寄りの連絡場所】	大阪府大東市寺川三丁目12番 1 号
【電話番号】	072-874-2747
【事務連絡者氏名】	取締役営業本部長 小松 大介
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2026年3月27日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び普通株主による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1．臨時株主総会
(1) 株主総会が開催された年月日
2026年3月27日

(2) 決議事項の内容
第1号議案 株式併合の件
当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）について、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものです。
併合の割合
当社株式について、1,355,800株を1株に併合いたします。
株式併合がその効力を生ずる日（効力発生日）
2026年4月30日
効力発生日における発行可能株式総数
10株（うち普通株式の発行可能種類株式総数8株、A種優先株式の発行可能種類株式総数1株、B種優先株式の発行可能種類株式総数1株）

第2号議案 定款一部変更の件
本株式併合の効力が生じた場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は10株（うち普通株式の発行可能種類株式総数8株、A種優先株式の発行可能種類株式総数1株、B種優先株式の発行可能種類株式総数1株）に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が生じることを条件として、定款第6条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数）を変更するものであります。
本株式併合の効力が生じた場合には、当社の発行済株式総数は4株（うち普通株式2株、A種優先株式1株、B種優先株式1株）となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株式についての権利）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
本株式併合の効力が生じた場合には、1株以上の当社株式を所有する者は株式会社ジョイフルのみとなる予定であり、また、本株式併合の実施に伴い当社株式は上場廃止となるため、定時株主総会の基準日に係る規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、定款第13条（定時株主総会の基準日）及び第15条（株主総会参考書類等の電子提供措置）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行い、また、定款第18条の2（種類株主総会）を変更するものであります。なお、当該変更の効力が生じた場合、2026年6月に開催を予定している定時株主総会につきましては、開催時点の株主をもって議決権を行使できる株主として取り扱う予定です。
なお、当該定款変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2026年4月30日に効力が生じるものといたします。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数	反対数	棄権数	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合
------	-----	-----	-----	------	-----------------

	(個)	(個)	(個)		(%)
第1号議案 株式併合の件	17,005	913		(注)	可決 94.9%
第2号議案 定款一部変更の件	17,013	907		(注)	可決 94.9%

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

2. 普通株主による種類株主総会

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年3月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

本臨時株主総会の決議事項第1号議案「株式併合の件」と同一の内容です。

第2号議案 定款一部変更の件

本臨時株主総会の決議事項第2号議案「定款一部変更の件」と同一の内容です。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 株式併合の件	17,009	910		(注)	可決 94.9%
第2号議案 定款一部変更の件	17,018	901		(注)	可決 95.0%

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上